ＭＰＮ口振受付サービス利用規定

香川県信用組合

1.(使用人数)

（1）当組合所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。），もしくは，当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して，キャッシュカード（当組合がけんしんキャッシュカード規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金「総合口座取引の普通預金および利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。」）を提示して，後記3．（1）の預金口座振替契約の締結を行う取引（以下「本サービス」といいます。）については，この規定により取扱います。

（2）収納機関とは日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ，運営機構に収納企業登録され，当組合と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。

（3）本サービスが利用できるのは，当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。

（4）本サービスは当組合が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。したがって，代理人カードおよび法人カードは，本サービスをご利用いただけません。

2.(利用方法等)

（1）本サービスを利用するとき，預金者は，自らカードを収納機関の取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるか，または収納機関にカードを引き渡したうえ収納機関をしてカードを端末機に読み取らせ，端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

（2）次の場合には，本サービスを利用することはできません。

① 停電，故障等により端末機による取扱いができない場合

② 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が，預金口座振替による支払いを受けることができないと収納機関が定めた商品または役務等に該当する場合

③ 当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

④ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

⑤ 当組合が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯に利用しようとする場合

3．（預金口座振替契約等）

（1）前記2．（1）により暗証番号等の入力がされ，端末機に預金口座振替契約の受付確認を表す電文が表示された時点で，預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに，預金者・当組合間で次の内容の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。

① 収納機関から当組合に都度送付される請求金額を，預金者に通知することなく，当該口座から引き落としのうえ収納機関に支払うことを，預金者は当組合に委託します。

② 当組合は，普通預金規定にかかわらず，預金者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく当該口座より請求書記載の金額を引き落とすことができるものとします。

③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が金融機関休業日の場合は，翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越「総合口座取引による当座貸越を含みます。」を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは，預金者に通知することなく，請求書を収納機関に返却し，または当組合任意の金額を振替指定日以降任意の日に引き落としのうえ，支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。

④ 振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり，その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は，そのいずれを引き落とすかは当組合の任意とします。

⑤ 収納機関の都合で収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは，当組合は，変更後の契約者番号等で引続き取扱うものとします。

（2）預金者は，暗証番号等を入力する前に，端末機の表示および収納機関との間の契約書面等により，本サービス申込内容を確認するとともに，前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）を確認いただいたうえで大切に保管してください。確認書が自己の意思に沿わない場合には，直ちに確認書記載の問い合わせ先に連絡してください。

（3）預金口座振替契約を解除するときは，預金者から当組合へ所定の手続きにより届出るものとします。なお，この届け出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは，当組合は預金口座振替契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

4．（本サービスの利用停止）

（1）本サービスを利用する機能は，当組合所定の方式により当組合本支店へ申出ることにより停止することができます。 当組合はこの申出を受けたときは，直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については，当組合は一切の責任を負いません。

（2）前項による本サービス利用機能停止がなされていても，停止前に成立した預金口座振替契約は，前記3．（3）によらない限り，終了・解除はなされません。

5．（免責事項）

（1）当組合が，カードの電磁的記録によって，端末機の操作の際に使用されたカードを当組合が交付したものとして処理し，入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは，カードまたは暗証番号につき偽造，変造，盗用，紛失その他の事故があっても，そのために生じた損害については，当組合は責任を負わないものとします。

（2）本サービスについて仮に紛議は生じても，当組合の責めによる場合を除き，お客さまと収納機関等との間で遅滞なくこれを解決するものとし，当組合は一切の責任を負わないものとします。

6．（規定の準用）

この規定に定めのない事項については，けんしんキャッシュカード規定により取扱います。

7．（規定の改定）

（1）この規定の各条項は，金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には，民法548条の4の規定にもとづき変更することができるものとします。

（2）前項によるこの規定の内容の変更をしようとするときは，変更を行う旨および変更後の条項の内容並びにその効力発生時期を，店頭表示・インターネットまたはその他相当の方法で，効力発生時期の相当期間前までに公表することにより，周知します。

（3） 第1項による変更は，前項の手続完了後，前項の効力発生時期から適用されるものとします。

以 上

（令和 2年 7月27日）